

東京ガス Jr.Creators 運営要項

—会 費—

入 会 費・・・3,300 円（消費税込）／保険代、備品購入費、事務手数料等
10 月以降入会の場合は 1,500 円（消費税込）のご納入となります。

月 会 費・・・月額 13,200 円（消費税込）／連盟登録費、指導費、大会参加費含む
※毎月末にクレジットカード決済にて翌月分の月会費をご納入していただきます。

年 会 費・・・3,300 円（消費税込）【初年度無料】（保険代、備品購入費、事務手数料等、年度末の 3 月 31 日にて更新）

—保 険—

当クラブ活動外の当人の責に帰する事故に関しては、当クラブでは一切の責任を負いません。軽度な傷害の場合の応急処置は致します。当クラブ指定のスポーツ傷害保険に加入していただきます。
保険内容をご確認の上、必要であれば自己負担にて別途保険へご加入願います。

—防具について—

※スターターキッド（ヘルメット・ショルダーパッド・ユニフォーム・練習用メッシュ・フットボールパンツ・各種パッド類・ソックス・マウスピースなど）は、個人で負担していただきます。

—練習日程および連絡—

クラブは毎週日曜日 9：00～11：30 東京ガス深川グラウンドにて開催いたします。翌月の予定は前月中に連絡網にてご案内いたします。雨天、台風、警報が出た場合等、都合により練習が無くなる場合は、**練習開始時間の 1 時間前までに**決定し、連絡網にてご連絡いたします。指定の会員システムへ登録いただくようお願いいたします。

その他不明な点があれば下記連絡先までお問い合わせ下さい。

—練習日—

練習日程は各担当者がご案内する日程表（※会員システムにて案内）で指定した日時で行います。
年間 36 回以上の練習日を予定しております。

—欠席する場合—

欠席する場合は、必ず練習開始時間までに運営事務局又は会員システムへ欠席理由をお伝え下さい。

—休会・退会する場合—

休会・退会の場合は、必ず退会する月の前月 10 日までに事務局までご連絡下さい。

休会の場合には月会費 1,100 円（消費税込）のご負担となります。退会される方には退会届をご記入いただきます。

退会例【1 月末退会の場合 12 月 10 日】までに退会届を提出ください。

この冊子は、フラッグフットボールクラブの運営要項と規約を取りまとめたものです。
必ずご一読の上、大切に保管してください。ご不明な点などがございましたら、運営事務局までお問い合わせいただくようお願いいたします。

—お問い合わせ、ご連絡は—

東京ガス Creators 事務局

TEL 03-3635-3502 FAX 03-3631-0459 担当 増山

規約

1. 総則

- 当クラブは「東京ガス Jr. Creators」と称し、所在地は総会の定める場所による。
- 当クラブは、当クラブに登録した中学生以下の正会員及び本会の目的に賛同する個人、会社、事業所、各種団体の賛助会員により組織する。

2. 目的

当クラブは、フラッグフットボール・タッチフットボール・アメリカンフットボールを通じて、子ども達の健全な育成と個性を大切にしながら人格形成を行い、会員の親睦を深め地域スポーツが発展することを目的とする。

3. 入会資格

- この規約に賛同される方。
- スポーツを行うのに適した健康状態で活動できる方。
- 保護者の許可が得られる方。

4. 入会及び会費

- 当クラブに入会する者は運営要項に定められた入会費を納入し、当クラブの入会申込書を提出した時点で入会とする。
- 当クラブの会員は会費として、運営要項定められた月会費及び年会費を当クラブに支払うものとする。
- 当クラブの会員は会費を運営要項に定められた規定に従い支払うものとする。

5. 懲戒

会員に次の各号の行為があるときは役員会において3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

- 月会費の納付を2ヶ月以上滞納された場合。
- 本会の目的に反する言動があったとき。
- 本会の名誉をき損し、または秩序を乱したとき。
- 競技場で競技の運営を妨げ、またはこれに類する言動があったとき。

6. 傷害保険の加入

- 会員は当クラブ指定のスポーツ保険に加入するものとする。
- 保険加入手続きは、全て当クラブが行うものとする。
- 傷害事故等における補償及び責任は、加入する保険会社の約款以内とし、当クラブ活動中の負傷、疾病、その他の事故に起因する傷害の填補について会員及びその保護者は、当クラブに対しては金銭その他の一切の請求を行わず、同保険給付を超える損害については、会員及び保護者がそれぞれ自己の責任において負担するものとする。

7. 休会・退会の手続き

- 休会・退会を希望する場合は、各担当コーチまたは事務局に退会する月の前月10日までに申し出、所定の用紙に必要事項をご記入の上、当クラブまで提出するものとする。
- 休会の場合は月額金1,000円（税別）の負担とする。

8. 写真及び個人情報の取り扱いについて

- 当クラブが活動中に取得した入会者の写真・画像・映像については、当クラブ及び東京ガス Creators が使用することにつき承諾するものとする。
- 提供頂いた個人情報については、当クラブの運営及び入会者の管理業務範囲以内での使用に限定するものとする。

9. 役員

当クラブの役員は当クラブ及び当クラブの運営事務局の構成員にて構成する。

10. 運営

当クラブの運営は、当クラブ役員会の協議にて決定する。

11. 会計

当クラブの会計は、当クラブ及びクラブ運営事務局の会計において行うものとする。

12. 細則

- 当規約に定めのない事項及び当クラブの運営上必要な細則は、役員会の議決を経て決定する。
- 当規約は、役員会の議決を経て改正できるものとする。

<附則>

令和8年2月1日制定

<施行>

当規約は、令和8年2月1日より施行する。